

「南海トラフ地震に関する情報」の発表への対応について

これまで、東海地震は国内唯一予知の可能性のある地震とされてきましたが、近年確度の高い地震予測は困難であるとの知見が示され、新たな防災対応の検討が必要となってきました。

国はこれを受けて、平成29年11月から東海地震のみに着目した情報は発表せず、当面の間、「南海トラフに関連する情報」の発表とこれへの対応を行うとし、対応については今後1年程度をかけて検討していくこととしています。つきましては、国の対応について明確になるまで、当面の間、下記のような対応をしていきますので、よろしくをお願いします。

1 南海トラフに関連する情報について

「南海トラフに関連する情報について」

- 気象庁が発表する「南海トラフ地震に関する情報」には、定例と臨時がある。
- 定例の情報は、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価された調査結果が発表される際の情報である。
- 臨時の情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観察された際、次のいずれかの場合に発表される。
 - A 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された、又は調査が継続されている場合
 - B 観測された異常な現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
 - C 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

2 対応について

- ① 「東海地震注意情報」が発表された場合及び「警戒宣言」が発表された場合の措置については、学校の運用を停止する。
- ② 「南海トラフに関する情報（臨時）」（上記のA、B）が発表された時は、原則として、次のような対応をとる。
 - ・ **在宅中**に発表された場合 → 学校からの連絡があるまで自宅待機
 - ・ **登校中**に発表された場合 → 原則としてそのまま登校
 - ・ **下校中**に発表された場合 → 原則としてそのまま下校
 - ・ **在校中**に発表された場合 → 児童生徒の安全を確保した上で、国や市からの情報に留意しながら、授業継続か下校かを学校が判断し、下校の場合は引き渡し下校等の措置を執る場合がある
 - ・ **学校の再開**について → 市教委からの連絡を受け、各家庭に学校再開の連絡を行う。

3 その他

- ① 上記の内容については、暫定的な措置であり、国や県の方針が出た上で、再度見直しをしていく可能性があります。